

第1号様式（第2条関係）

設計者の資格に関する申告書（表）

年 月 日

（あて先）奈良市長

申請者 住所  
氏名 ④  
（電話 ）

宅地造成等規制法第9条第2項の規定による設計者の資格について、次のとおり申告します。

設計者氏名	④	生年月日	年 月 日	
住 所				
勤務先名称 及び所在地	（電話番号 ）			
最終学歴	学校名 修学年数	学科 卒業年月	年 月	
資格免許等	名 称	技術士（建設部門）	一級建築士 その他（ ）	
	登録番号等			
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	
実務経歴	勤務先の名称	工事名及び 実務の内容	期 間 年 月から 年 月まで（年 月）	期間の合計  年 月
			年 月から 年 月まで（年 月）	
			年 月から 年 月まで（年 月）	
			年 月から 年 月まで（年 月）	
			年 月から 年 月まで（年 月）	
該当する資格	宅地造成等規制法施行令第17条		（第1号 第2号 第3号 第4号）	
	宅地造成等規制法施行規則第23条		（第1号）	
	昭和37年建設省告示第1005号		（第1号 第2号 第3号 第4号 第5号）	

備考

- 「該当する資格」の欄は、該当号を 印で囲んでください。
- 該当する資格を証明する書類の写しを添付してください。

## 第1号様式（第2条関係）

### 設計資格を要する工事について（裏）

#### 1 設計資格を要する工事

次の措置を講ずる場合は、政令で定める資格を有する者の設計によらなければなりません。

- (1) 高さが5メートルを超える擁壁の設置
- (2) 切土又は盛土をする土地の面積が1,500平方メートルを超える土地における排水施設の設置

#### 2 設計資格

設計者が有すべき資格は次で定めるとおりです。

<p>宅地造成等規制法施行令第17条 法第9条第2項の政令で定める資格は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して2年以上の実務の経験を有する者であること。</li> <li>2 学校教育法による短期大学において、正規の土木又は建築に関する修業年限3年の課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して三年以上の実務の経験を有する者であること。</li> <li>3 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して4年以上の実務の経験を有する者であること。</li> <li>4 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の土木又は建築に関する課程を修めて卒業した後、土木又は建築の技術に関して7年以上の実務の経験を有する者であること。</li> <li>5 国土交通大臣が前各号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたと認めた者であること。</li> </ol>
---

<p>宅地造成等規制法施行規則第23条 令第17条第5号の規定により、国土交通大臣が同条第1号から第4号までの規定に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたと認めた者は、次に掲げる者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第19条第1号トに規定する講習を修了した者</li> <li>2 前号に掲げる者のほか国土交通大臣が令第17条第1号から第4号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたと認めた者</li> </ol>
--

<p>昭和37年3月29日建設省告示第1005号（改正平成12年12月28日建設省告示第2536号） 宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第18条第5号の規定により、同条第1号から第4号までに掲げるものと同様以上の知識及び経験を有する者を次のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）の大学院若しくは専攻科又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学の大学院若しくは研究科に1年以上在学して土木又は建築に関する事項を専攻した後、土木又は建築の技術に関して1年以上の実務の経験を有する者</li> <li>2 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者</li> <li>3 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者</li> <li>4 土木又は建築の技術に関して10年以上の実務の経験を有する者で国土交通大臣の認定する講習を修了したもの</li> <li>5 前各号に掲げる者のほか、国土交通大臣が宅地造成等規制法施行令第18条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者</li> </ol>
---

#### 3 設計資格を証明する書類

該当する資格に応じて以下の書類を添付して下さい。

施行令第17条	第1号～第4号	卒業証明書
施行規則第23条	第1号	講習修了証明書
告示	第1号	大学院に1年以上在学したことの証明書
	第2号	技術士の資格証明書
	第3号	一級建築士の資格証明書
	第4号	講習修了証明書